

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年7月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400075号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400006号

## 第1 結論

昭和55年\*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年\*月から昭和56年3月まで

請求期間当時、私は学生であり、A市(現在は、B市)で生活していた。母がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。納付を証明する資料はないが調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった時に学生であったため、請求者の母親が、当時住んでいたA市において国民年金の加入手続き及び国民年金保険料を納付してくれたはずである旨主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和64年1月1日、C市と記載されている上、国民年金記号番号(以下「記号番号」という。)

「\*」は、当該記号番号前後の被保険者の国民年金被保険者記録から平成元年3月頃に払い出されたものと推認されることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、被保険者に固有の管理番号である記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたところ、A市における国民年金被保険者台帳管理簿により、請求期間前後を含む昭和55年\*月から昭和57年4月までの期間に同市で払い出された記号番号について全件調査を行ったものの、同市で記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

さらに、B市は請求者の国民年金の加入及び保険料の納付状況について、保存期間が経過しているため資料はなく、詳細は不明である旨回答している。

加えて、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者は、母親

がA市役所又は集金人に依頼して加入手続を行ってくれたと思う旨陳述しているが、加入時期、保険料額、納付方法等を母親から具体的に聞いたことはなく、請求者は、加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400072号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400033号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年4月21日から同年11月1日まで  
② 平成5年11月1日から平成7年7月1日まで

請求期間①については、A社からD社に派遣されて勤務し、請求期間②については、C社からE社に派遣されて勤務していた。両期間とも、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者は派遣元であるA社(適用事業所名は、A社B支店)からの派遣社員として派遣先事業所において勤務したと主張している。

しかしながら、A社の事業を承継するF社は、請求期間①当時の人事記録等の資料が残っておらず請求者の勤務について不明であり、厚生年金保険の届出、納付及び控除についても不明である旨回答している上、派遣先事業所とされるD社への照会においても請求者の勤務に係る具体的な回答や資料は得られない。

また、A社B支店に係るオンライン記録(被保険者縦覧照会回答票)の請求期間①において被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はない。

さらに、請求者の請求期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

### 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録及び派遣先事業所であるE社の上司の回答から、請求者が派遣社員として派遣先事業所において勤務したことが推認できる。

しかしながら、派遣元であるC社の事業を承継するG社は、請求期間②当時の人事記録等の資料が残っておらず請求者の在籍も勤務期間も不明であり、厚生年金保険の届出、納付及び控

除についても不明である旨回答している上、派遣先事業所の合併先であるH社への照会においても請求者の勤務に係る資料は得られない。

また、C社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）の請求期間②において被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はない。

なお、請求者の当時の住所地を管轄する市役所は、請求者は、請求期間②の一部を含む平成6年5月19日から平成7年9月11日までの期間に国民健康保険に加入していた旨回答している。

- 3 請求者は、請求期間①及び②について、給与明細書等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400076 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400034 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から昭和 58 年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A 社における昭和 57 年 10 月 1 日から昭和 58 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっている。当該金額は基本給よりも低く、当時、休職、欠勤、賞罰による減給等は一切なかった。明らかに不自然であり、事務処理上の誤りが発生していると思われるので、調査の上記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 社に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 10 万 4,000 円と記録され、B 企業年金基金（当時は、C 厚生年金基金）から提出された請求者に係る現在の加入者台帳においても標準給与は 10 万 4,000 円と記録されているところ、同基金は、平成 22 年に国の被保険者記録と基金の加入員記録の突合により、代行返上時に加入員記録を国の被保険者記録に合わせ 17 万円から 10 万 4,000 円に訂正した旨回答している。

一方、国の厚生年金保険被保険者原票においては、昭和 57 年 6 月 1 日の資格取得時の標準報酬月額は、同年 10 月 21 日に 14 万 2,000 円から 17 万円に訂正がされた記載は確認できるものの、同年 10 月 1 日の標準報酬月額に係る訂正の記載はなく、翌年の昭和 58 年 8 月 1 日に標準報酬月額が 17 万円に改定された記載が確認できるのに対し、B 企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳においては、昭和 57 年 6 月 1 日の資格取得時の標準給与月額が厚生年金保険被保険者原票と同様に 14 万 2,000 円から 17 万円に、同年 10 月 1 日の標準給与月額が、10 万 4,000 円から 17 万円に訂正された記載が確認でき、同基金はこれらがいずれも同年 10 月（日付不明）に訂正された旨回答しており、翌年の昭和 58 年 8 月 1 日に標準給与月額の改定に係る記載は確認できない。

また、A 社の後継事業所である D 社、B 企業年金基金及び E 健康保険組合は、当局の照会に

対し、請求期間当時の届書様式が同一の届出内容を記載できる複写式であったか、各種届出について届書の回送をしていたかについて不明としている。

以上のことから、請求期間に係る標準報酬月額について事業主が厚生年金基金に届け出た内容と同一の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたか確認することができない。

また、D社の事業主は、請求者の請求期間における厚生年金保険に係る届出、厚生年金保険料控除額、給与額等について資料保管期間を経過しており資料がないため不明である旨回答している。

さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保管していないことから、請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に住所があったとする市町村は、請求期間当時の社会保険料等が記載された住民税課税関係資料について、保存年限経過のためない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。